

神奈川県知的障害者施設保護者会連合会ニュース



発行人 神奈川県知的障害者施設保護者会連合会会長 岩本 邦雄 編集人 杉山 昌明
発行所 〒235-0021 横浜市磯子区岡村3-15-14 神奈川県知的障害者施設保護者会連合会事務局
事務局 TEL&FAX 045-751-1010

障害福祉の現状に思うこと

神奈川県知的障害者施設保護者会連合会
会長 岩本 邦雄

民主党は3月8日に障がい者改
革推進会議・同総合福祉部会メンバー
ほかの多くの関係者に対して「障害
者総合福祉法」の概要説明を行いま
した。席上多くの障害団体から抗議
声明が続々と出されましたが、その
後、同法案は閣議決定、国会上册さ
れ、今国会で審議が始まることにな
りました。

民主党への政権交代後内閣府に設
けた、障がい者制度改革推進本部・
障がい者制度改革推進会議と同総合
福祉部会が取りまとめた「骨格
提言」は、ほとんど「障害者総合福
祉法」に採り入れられることなく、
ただ単に法律の名称を変えただけの
法案が発表されたことに、驚きと怒
りを感じたご家族の方も多かったと
思います。

新しい法律が、障害者が安心して
暮らせる社会への大きな一歩になる
と期待していた、多くの障害関係者
が失望し、民主党に対し強い非難・
抗議が行われています。全施連もま
た民主党に対して抗議したことはご
承知のとおりです。

今回、我々が強く要望してきた障
害程度区分の廃止は実現せず、3年
後に「障害程度区分の認定を含めた
支給決定の在り方」について見直す
ということになりましたが、文章解
釈上、その見直しが障害程度区分の
廃止を前提としているとは考えられ
ません。

また、知的障害者の入所施設は、
平成24年3月末までに障害者自立
支援法の事業体系に移行しない限り、
社会福祉法人としての事業を継続で
きなくなるため、好むと好まざる
にかかわらず、移行を余儀なくされ
ています。ということは、24時間
切れ目のない支援を行うことができ
る入所施設は、4月以降一切なくな
ってしまうということです。

これらの問題への対応として、全
施連は各県ごとに県・市議会に対す
る請願活動を行い、政党(議員)・行
政のなお一層の理解を得るよう努め
るとともに、国への意見書提出を求
める活動を進めてきました。
しかしながら、地域ごとに障害福
祉に関する取り組みや支援内容が異

なることに加えて、大きな変化は望
まない地方議員や、財政負担を嫌う
行政の理解を直ちに得ることは非常
に難しく、相当な努力が必要です。
また、大きな目標を共有しているは
ずの知的障害関係団体間でも、この
危機的状況の中でとるべき対応にさ
まざまな違いがあります。しかし、
「知的障害者の安心・安全な生活の
確保・向上」という目的は共有でき
るはずですので、諸団体が緊密な連
携を取れるようにしなければならな
いと考えています。

全施連にはこれらの困難を乗り越
える力が必要です。
昨年10月全施連は一般社団法人に
なりました。その際、引き続き積極
的に社会・行政・政治・他の障害関
係団体に、全施連の理念・活動方針
を発信するために、一層の努力をす
ることを誓いましたが、今後私達が
取るべき対応は、主として次のよう
なことではないかと考えます。

(1) 幅広く社会に理解を求める行
動を、具体的な事実(数値等)をもと
に展開する。
私達の要望(入所施設の必要性)
を理解してもらうためには、入所施
設及び利用者の実態をできるだけ数
値化するなどして具体的に示し、課
題を明らかにしてアピールする。

(2) 知的障害者団体・関係者との
連携を強めること。
相互交流などによって、お互いの
理解や目的・情報の共有化を図り、
関係団体・関係者との連携を強化す
る。

私達は、例え障害者制度がどのよ
うに変わっても、また、障害者がど
こに住んでいても、提供される支援
は常に同じレベルであるべきだと考
えます。
神奈川県知的障害者施設保護者会連
合会会長 岩本 邦雄

神奈川施保連は、今後ともご家族
の皆様と共に、手を携えて知的障害
者の生活向上と権利擁護に向けて行
動していきたいと考えています。

東日本大震災 義援金活動継続

震災発生後はや一年になります。
全施連の義援金活動に際しまして
は神奈川県知的障害者施設保護者会
連合会でも多大な協力をいただきました
ことを厚く御礼申し上げます。
全施連では今年も継続して募金
活動を継続しますので、引き続き
ご支援をお願いいたします。
詳細は後日ご案内申し上げます。
なお、個人で義援金を出して、
領収書が必要な方は神奈川県知的
障害者施設保護者会連合会事務局
へお問い合わせください。

嶋田副会長、千葉知施連支部長会で講演

平成二十四年二月二十二日に千葉市の「きぼーる」で千葉知連の支部長会が開催されましたが、支部長会終了後に嶋田副会長が講演を行いました。

演題は「今、施設と利用者は」、副題として「神奈川施保連の実態把握と提言」で、約一時間四十分講演を行い、その後質疑応答を三十分ほど行いました。



連の第3回アンケート調査報告書にもとづく講演を嶋田副会長が行いました。

講演に先立ち、岩本会長が来賓として、千葉知施連の方々が一致団結して全国大会を成功に導いた事に対して賞賛の意を表するとともに、関東ブロックのメンバーとして神奈川施保連と千葉知施連が同じ目標に向かって協力して活動していることなどについて、挨拶を行いました。講演内容は①これまで実施し

千葉県知的障害者入所施設家族会連合会(千葉知施連)の、支部長会議が去る二月二十二日に開催されました。
議題は先般開催された全施連支部長会議の報告と東日本震災義援金の贈呈でした。
昨年九月に全施連全国大会のうちに、被害を受けた千葉県にも義援金が贈呈されましたがそれが5つの施設に贈られました。支部長会議の終了後にかねてから千葉知施連の篠島会長から依頼をうけていた、神奈川施保



たアンケート調査のあらまし、②第3回アンケート調査から読み取れること、③神奈川施保連として今後に望むことでしたが、参加者の皆さんから共感を呼んでいました。
質疑応答では講演内容のみならず、知的障害者に係わる全般の問題について、意見交換が行われました。



厚労省障害保健福祉部公表 H24年3月1日 新たな障害福祉施策を講ずるための 関係法律の整備に関する法律案の概要

趣旨

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるため、関係法律の整備について定めるものとする。

1.概要 題名

「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(障害者総合支援法)とする。

2. 基本理念

法に基づく日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資することを総合的かつ計画的に行われることを法律の基本理念に新たに掲げる。

3. 障害者の範囲

「制度の谷間」を埋めるべく、障害者の範囲に難病等を加える。

4. 障害者に対する支援

①重度訪問介護の対象拡大
(「重度の肢体不自由者等

あつて常時介護を要する障害者として厚生労働省令で定めるもの」とする)

② 共同生活介護(ケアホーム)の共同生活援助(グループホーム)への一元化

③ 地域生活支援事業の追加

●地域社会における障害者に対する理解を深めるための普及啓発

●コミュニケーション支援を行う手話通訳等を行う者を養成する事業等

5. 検討規定(法の施行後3年を目途として、以下について検討)

① 常時介護を要する者に対する支援、移動の支援、就労の支援その他の障害福祉サービスの在り方

② 障害程度区分の認定を含めた支給決定の在り方

③ 意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する支援の在り方

施行期日

平成25年4月1日(ただし、4、①及び②については、平成26年4月1日)